

○国土交通省令第 号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を
 実施するため、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令
 開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正
 する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第三条関係）

占用物件			占用料				
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
一本に	一本に	一本に	一、六〇〇	一、〇〇〇	六八〇	四四〇	三五〇
三、三〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	六六〇	六八〇	四四〇	三五〇	三〇〇
三、三〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	六六〇	六八〇	四四〇	三五〇	三〇〇
三、三〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	六六〇	六八〇	四四〇	三五〇	三〇〇
三、三〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	六六〇	六八〇	四四〇	三五〇	三〇〇
三、三〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	六六〇	六八〇	四四〇	三五〇	三〇〇
三、三〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	六六〇	六八〇	四四〇	三五〇	三〇〇

法第三
 第十二条
 第一項
 第一号

地下に設ける変 压器	路上に設ける変 压器	線その他の線類	地下に設ける電 線	類	共架電線その他 上空に設ける線	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱
									年
占用面 積一平 方メー トルに	年	一個に つき一	き一年	ルにつ	メー ト	長さ一	年		つき一
							一、四〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇
八五〇		一、四〇〇	八		一四	一四〇	三、一〇〇	二、三〇〇	一、四〇〇
三五〇		五八〇	四		六	五九	一、三〇〇	九五〇	五九〇
二四〇		三九〇	二		四	四〇	八七〇	六三〇	四〇〇
一九〇		三一〇	二		三	三二	六九〇	五〇〇	三二〇
一六〇		二七〇	二		三	二七	六〇〇	四四〇	二七〇

物
る工
作
に
掲
げ

その他のもの	広告塔			郵便差出箱及び 信書便差出箱		変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所		年 つき一
	表示面	積一平	方メー	年	年	一個に	年	
方メー	積一平	占用面	年	つき一	トルに	方メー	積一平	表示面
二、八〇〇					〇	一九、〇〇		
一、二〇〇						三、八〇〇		
七九〇						一、七〇〇		
六三〇						九六〇		
五四〇						六七〇		

外径が○・一五メートル以上○	外径が○・一五満のもの	外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	外径が○・〇七メートル未満のもの	トルに つき 年
一七〇	一三〇	八五	五九	
七一	五三	三五	二五	
四七	三六	二四	一七	
三八	二八	一九	一三	
三三	二四	一六	一一	

法第三 十二条	第一項 第二号 に掲げ る物件			
・二メートル未 満のもの	外径が〇・二メ ートル以上〇・ 三メートル未満 のもの	外径が〇・三メ ートル以上〇・ 四メートル未満 のもの	外径が〇・四メ ートル以上〇・ 七メートル未満 のもの	外径が〇・七メ ートル以上一メ ートル未満のもの
長さ一 メートル につき 一年				
	二五〇	三四〇	五九〇	八五〇
	一一〇	一四〇	二五〇	三五〇
	七一	九五	一七〇	二四〇
	五七	七六	一三〇	一九〇
	四九	六五	一一〇	一六〇

に掲げ 第五号 第一項 十二条 法第三	地下室		地下街 及び地		の 一のも 階数が	設 法第三十二条第一項第三 号及び第四号に掲げる施	の メートル未満のも の外径が一メート ル以上のもの	
	の 階数が 三以上 のもの	の	階数が 二のも	の				
年 つき一 トルに 方メー 積一平 占用面								
Aに〇・〇一を乗じて得た額		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		Aに〇・〇〇五を乗じて得た額		二、八〇〇	一、七〇〇	
						一、二〇〇	七一〇	
						七九〇	四七〇	
						六三〇	三八〇	
						五四〇	三三〇	

る施設 に掲げ 第六号 第一項 第十二条 法第三	る施設 上空に設ける通 路	地下に設ける通 路	その他のもの					
				占用面	積一平	方メー	トルに	つき一
その他のもの				占用面	積一平	方メー	トルに	つき一

標識	～ 除く。ものを除く。														
	その他 のもの					一時的 に設け るもの									
年	つき	一本に	年	つき	トルに	方メー	積一平	表示面	月	つき	トルに	方メー	積一平	表示面	月
	二、	三〇〇			〇	一九、	〇〇					一、	九〇〇		
	九五〇				三、	八〇〇						三八〇			
	六三〇				一、	七〇〇						一七〇			
	五〇〇				九六〇							九六			
	四四〇				六七〇							六七			

				令第七 条第一 号に掲 げる物 件		
				旗ざお		
第四号	第七条	幕(令		祭礼、 縁日そ 他の	その他 のもの	一時的 に設け るもの
際し、	催しに	の他の	縁日そ 他の	祭礼、 縁日そ 他の	その他 のもの	一時的 に設け るもの
トルに	方メー	積一平	その面	月	つき一	一本に
	一九〇				一、九〇〇	
	三八				三八〇	
	一七				一七〇	
	一〇				九六	
	七				六七	

令第七条第二号に掲げる 工作物	アーチ		～ 除く。		に掲げ る工事 用施設 である ものを	に掲げ る工事 に設け るもの	一時的 につき一 日		
	その他 のもの	るもの	横断す るもの	車道を 横断す るもの				その他 のもの	
	積一平 占用面	月	つき一	一基に	月	つき一	トルに	方メー	積一平
二、八〇〇	九、七〇〇	〇	一九、〇〇					一、九〇〇	
一、二〇〇	一、九〇〇		三、八〇〇					三八〇	
七九〇	八七〇		一、七〇〇					一七〇	
六三〇	四八〇		九六〇					九六	
五四〇	三四〇		六七〇					六七	

	令第七条第三号に掲げる 施設	令第七条第四号に掲げる 工事用施設及び同条第五 号に掲げる工事用材料	令第七条第六号に掲げる 仮設建築物及び同条第七 号に掲げる施設	トンネルの上又 は高架の道路の 路面下（当該路 面下の地下を除 く。）に設ける もの
方メ ー	年 つき一 トルに	占用面 積一平 方メー	トルに つき一 月	
	Aに○・○三四を乗じて得た額	一、九〇〇	二八〇	Aに○・○ 一三を乗じ て得た額
		三八〇	一二〇	Aに○・○ 一五を乗じ て得た額
		一七〇	七九	Aに○・○ 一七を乗じ て得た額
		九六	六三	Aに○・○ 一九を乗じ て得た額
		六七	五四	Aに○・○ 二四を乗じ て得た額

令第七 条第八 号に掲 げる施 設	令第七 条第九 号に掲 建築物	の 上空に設けるも の	地下（ トンネ ルの上 の地下 を除く ）に 設ける もの	階数が 一のも の	階数が 二のも の	階数が 三以上 のもの	その他のもの
-------------------------------	--------------------------	-------------------	--	-----------------	-----------------	-------------------	--------

Aに○・○ Aに○・○ Aに○・○ Aに○・○ Aに○・○	て得た額 て得た額 て得た額 て得た額 て得た額	一三を乗じ 一五を乗じ 一七を乗じ 一九を乗じ 二四を乗じ	Aに○・○ Aに○・○ Aに○・○ Aに○・○ Aに○・○	Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇五を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額
---	--------------------------------------	---	---	----------------	---------------	----------------	----------------	----------------

設 げ る 施	令第七 条第十	号に掲 げる施 設及び 自動車 駐 車 場	令第七 条第十 一号に 掲 げ る 應 急 仮 設 建 築 物
その他のもの	建築物	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 年	Aに○・○	Aに○・○	Aに○・○
○九を乗じて得た額	Aに○・○	Aに○・○	Aに○・○
一を乗じて得た額	Aに○・○	Aに○・○	Aに○・○
一二を乗じて得た額	Aに○・○	Aに○・○	Aに○・○
一四を乗じて得た額	Aに○・○	Aに○・○	Aに○・○
一七を乗じて得た額	Aに○・○	Aに○・○	Aに○・○

別表の備考第八号中「一平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

<p>令第七条第十二号に掲げる器具</p>	<p>トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの</p>	<p>Aに〇・〇三四を乗じて得た額</p>														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1011 846 1225 1088"> <p>Aに〇・〇</p> </td> <td data-bbox="703 1088 1011 1330"> <p>Aに〇・〇</p> </td> <td data-bbox="1011 1330 1225 1572"> <p>Aに〇・〇</p> </td> <td data-bbox="1011 1572 1225 1814"> <p>Aに〇・〇</p> </td> <td data-bbox="1011 1814 1225 2047"> <p>Aに〇・〇</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="938 846 1011 1088"> <p>一三を乗じて得た額</p> </td> <td data-bbox="865 846 938 1088"> <p>て得た額</p> </td> <td data-bbox="938 1088 1011 1330"> <p>一五を乗じて得た額</p> </td> <td data-bbox="865 1088 938 1330"> <p>て得た額</p> </td> <td data-bbox="938 1330 1011 1572"> <p>一七を乗じて得た額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 1330 938 1572"> <p>て得た額</p> </td> <td data-bbox="791 1330 865 1572"> <p>て得た額</p> </td> <td data-bbox="865 1572 938 1814"> <p>一九を乗じて得た額</p> </td> <td data-bbox="791 1572 865 1814"> <p>て得た額</p> </td> <td data-bbox="865 1814 938 2047"> <p>二四を乗じて得た額</p> </td> </tr> </table>	<p>Aに〇・〇</p>	<p>Aに〇・〇</p>	<p>Aに〇・〇</p>	<p>Aに〇・〇</p>	<p>Aに〇・〇</p>	<p>一三を乗じて得た額</p>	<p>て得た額</p>	<p>一五を乗じて得た額</p>	<p>て得た額</p>	<p>一七を乗じて得た額</p>	<p>て得た額</p>	<p>て得た額</p>	<p>一九を乗じて得た額</p>	<p>て得た額</p>	<p>二四を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇二四を乗じて得た額 Aに〇・〇三四を乗じて得た額</p>
<p>Aに〇・〇</p>	<p>Aに〇・〇</p>	<p>Aに〇・〇</p>	<p>Aに〇・〇</p>	<p>Aに〇・〇</p>												
<p>一三を乗じて得た額</p>	<p>て得た額</p>	<p>一五を乗じて得た額</p>	<p>て得た額</p>	<p>一七を乗じて得た額</p>												
<p>て得た額</p>	<p>て得た額</p>	<p>一九を乗じて得た額</p>	<p>て得た額</p>	<p>二四を乗じて得た額</p>												

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。